

兵庫県公報

令和2年9月15日 火曜日 第140号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	6
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神南県民センター）	6
○ 重要調整池に係る検査の結果（中播磨県民センター）	6
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	23
○ 入札公告（管理課）	24
○ 同 上（同）	27
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	30
○ 同 上（中播磨県民センター）	30
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	31
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	31
警察本部公告	
○ 入札公告	32

告 示

兵庫県告示第958号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、令和2年9月1日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
相原土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	相原地区	令和2年9月15日から 同 年10月5日まで	洲本市役所



兵庫県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
甲山土地改良区	令和2年8月28日



兵庫県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

西治土地改良区

氏名	住所
高橋一成	神崎郡福崎町西治1288番地1
牛尾繁実	同 郡同 町西治1261番地
高原光則	同 郡同 町西治1387番地
高原好機	同 郡同 町西治1217番地2
牛尾裕	同 郡同 町西治1271番地
中農彰	同 郡同 町西治1216番地
宮内富夫	同 郡同 町西治940番地2
藤本茂樹	同 郡同 町西治1338番地1



兵庫県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和2年9月3日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	八幡地区	令和2年9月15日から 同 年10月5日まで	加古川市役所

**兵庫県告示第962号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
相生市
- (2) 調査を行った期間
平成29年6月から令和元年12月まで
- (3) 成果の名称
相生市矢野町上土井の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
相生市矢野町上土井の一部
- (5) 認証年月日
令和2年9月1日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成26年12月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市有年原の一部①地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市有年原の一部
- (5) 認証年月日
令和2年9月1日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成26年12月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市有年檜原の一部①地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市有年檜原の一部
- (5) 認証年月日
令和2年9月1日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
高砂市
- (2) 調査を行った期間
平成23年4月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
高砂市（高砂町の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
高砂市高砂町の一部
- (5) 認証年月日
令和2年9月1日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成29年3月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称

南あわじ市阿万山林部1（阿万上町の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿万上町の一部
- (5) 認証年月日
令和2年9月1日



兵庫県告示第963号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
ハリマ化成株式会社加古川製造所
加古川市野口町水足671番地の4
取締役所長 片岡良平
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
ハリマ化成株式会社加古川製造所
加古川市野口町水足671番地の4
- (3) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 2	No. 1、No. 3～7	No. 2	No. 1、No. 3～8
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	1,848	雨水専用排水口	変更なし	雨水専用排水口
	最大	2,753			
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	7			
	最大	5.8～8.6			
生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	25			
	最大	43			
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	15			
	最大	35			
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	12			
	最大	34			
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	2			
	最大	10			
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.3			
	最大	1.4			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	6			
	最大	13			

ダイオキシン類 (単位 pg-TEQ/L)	通常	0.5未満			
	最大	0.5未満			

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年9月15日から同年10月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第964号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

加東市小沢字南開地331番2及び字東家地380番1並びに厚利字山本49番の各一部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年9月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年9月15日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 427号	西脇市市原町字長畑83番1から 同市大木町字徳部新田658番1まで	旧	9.0から 21.0まで	63.0	
		新	10.0から 25.0まで	63.0	



兵庫県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年9月15日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年9月15日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 生瀬門戸荘線	宝塚市月見山二丁目766番396から 同 市月見山二丁目766番3まで	旧	16.0から 29.0まで	155.0
		新	17.0から 46.0まで	155.0



兵庫県告示第967号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和2年8月31日から適用する。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「

一般社団法人 兵庫県建設業協会	淡路支部	洲本市塩屋
有限会社マサヤ	有限会社マサヤ本店	揖保郡太子町矢田部

」

を

「

一般社団法人 兵庫県建設業協会	淡路支部	洲本市塩屋
-----------------	------	-------

」

に改める。



兵庫県告示第968号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和2年9月15日

阪神南県民センター長 正垣修志

- 1 指定する土地等の所在地
尼崎市北大物町18番1号
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
県立尼崎高等学校校庭
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	井戸敏三

- 4 指定する理由
尼崎地域内庄下川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第969号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和2年9月15日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 重要調整池の所在地
姫路市夢前町前之庄字水谷898番10外29筆
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
恵庭開発株式会社	北海道恵庭市盤尻53番地2	柴 田 和 徳

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	神戸市垂水区仲田一丁目1123番	293.25	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
令和2年9月15日（火）から同年10月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
- 5 入札の方法、場所及び受付期間
- (1) 方法
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所
前記3に同じ。
- (3) 受付期間
令和2年10月19日（月）から同月28日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時
令和2年10月30日（金）午前10時から
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月15日



兵庫県知事 井戸敏三

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------|-------------------|---------------------|
| 栗柄(19)Ⅱ<br>(122020142)  | 丹波篠山市栗柄(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 坂本(3)Ⅰ<br>(122020143)   | 丹波篠山市坂本(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 高坂(5)Ⅱ<br>(122020144)   | 丹波篠山市高坂(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 市山(1)Ⅰ<br>(122020145)   | 丹波篠山市市山(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 河内台(1)Ⅰ<br>(122020146)  | 丹波篠山市河内台(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 西谷(5)Ⅱ<br>(122020147)   | 丹波篠山市西谷(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 黒田(1)Ⅲ<br>(122020148)   | 丹波篠山市黒田(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 黒田(2)Ⅱ<br>(122020149)   | 丹波篠山市黒田(別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 追入(1)Ⅱ<br>(122030203)   | 丹波篠山市追入(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 北野(1)Ⅱ<br>(122030204)   | 丹波篠山市北野(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 北野(2)Ⅱ<br>(122030205)   | 丹波篠山市北野(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 栗柄(2)-2Ⅲ<br>(122020150) | 丹波篠山市栗柄(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1から別図12までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月23日(水)から同年10月7日(水)まで

## 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波篠山市役所市民安全課

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

## (3) 提出期限

令和2年10月7日(水)まで(当日消印有効)

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月7日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第1141号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

追入(2) I (122030124) の項中別図124、大山宮(2) I (122030129) の項中別図129、大山新(2) III (122030155) の項中別図155、町ノ田II (122030157) の項中別図157、長安寺(2) I (122030160) の項中別図160、大山下 I (122030164) の項中別図164、黒頭山谷川 I (222030086) の項中別図288を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年9月23日（水）から同年10月7日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波篠山市役所市民安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和2年10月7日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月7日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第50号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 改正しようとする区域の案

桑原(6) I (122020005) の項中別図5、栗柄(2) I (122020018) の項中別図18、下板井 I (122020037) の項中別図37、本郷(3) II (122020050) の項中別図50、打坂(1) II (122020097) の項中別図97、西谷(1) II (122020114) の項中別図114、桑原(1) III (122020118) の項中別図118、栗柄(2) III (122020125) の項中別図125、栗柄(4) III (122020127) の項中別図127、オノ谷川 II (222020043) の項中別図184、奥谷川 II (222020049) の項中別図190を次の図面のとおり改める。  
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 改正の案の閲覧期間

令和2年9月23日（水）から同年10月7日（水）まで

#### 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波篠山市役所市民安全課

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和2年10月7日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月7日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域                           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-------------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 唐端新(2)Ⅲ<br>(102010197) | 姫路市飾東町唐端新<br>加古川市志方町西牧(別図1<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月23日(水)から同年10月7日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び加古川市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課  
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(3) 提出期限

令和2年10月7日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月7日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 桑原(2) I<br>(122020001) | 丹波篠山市桑原(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 桑原(3) I<br>(122020002) | 丹波篠山市桑原(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 桑原(4) I<br>(122020003) | 丹波篠山市桑原(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 桑原(6) I<br>(122020005) | 丹波篠山市桑原(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 桑原(1) I<br>(122020006) | 丹波篠山市桑原(別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 遠方(1) I<br>(122020007) | 丹波篠山市遠方(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 遠方(2) I<br>(122020008) | 丹波篠山市遠方(別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 本郷(2) I<br>(122020009) | 丹波篠山市本郷(別図8のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 本郷(3) I<br>(122020010) | 丹波篠山市本郷(別図9のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 本郷(4) I<br>(122020011) | 丹波篠山市本郷(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 本郷(5) I<br>(122020012) | 丹波篠山市本郷(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 本郷(6) I<br>(122020013) | 丹波篠山市本郷(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 本郷 I<br>(122020014)    | 丹波篠山市本郷(別図13のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 本郷(7) I<br>(122020015) | 丹波篠山市本郷(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 川阪(1) I<br>(122020016) | 丹波篠山市川阪(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 川阪(2) I<br>(122020017) | 丹波篠山市川阪(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |
| 栗柄(2) I<br>(122020018) | 丹波篠山市栗柄(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図17のとおり                      |
| 栗柄(3) I<br>(122020019) | 丹波篠山市栗柄(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図18のとおり                      |

|                          |                     |         |          |
|--------------------------|---------------------|---------|----------|
| 栗柄(1) I<br>(122020020)   | 丹波篠山市栗柄(別図19のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 坂本(1) I<br>(122020021)   | 丹波篠山市坂本(別図20のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 坂本(2) I<br>(122020022)   | 丹波篠山市坂本(別図21のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 垣屋 I<br>(122020023)      | 丹波篠山市垣屋(別図22のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 乗竹 I<br>(122020024)      | 丹波篠山市乗竹(別図23のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 乗竹(2) I<br>(122020025)   | 丹波篠山市乗竹(別図24のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 打坂 I<br>(122020026)      | 丹波篠山市打坂(別図25のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 小坂(1) I<br>(122020027)   | 丹波篠山市小坂(別図26のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 小坂(2) I<br>(122020028)   | 丹波篠山市小坂(別図27のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 小坂(3) I<br>(122020029)   | 丹波篠山市小坂(別図28のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 上板井 I<br>(122020030)     | 丹波篠山市上板井(別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 西木之部(2) I<br>(122020031) | 丹波篠山市西木之部(別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 西木之部(3) I<br>(122020032) | 丹波篠山市西木之部(別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 東木之部(1) I<br>(122020033) | 丹波篠山市東木之部(別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 東木之部(2) I<br>(122020034) | 丹波篠山市東木之部(別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 西木之部 I<br>(122020035)    | 丹波篠山市西木之部(別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 黒田 I<br>(122020036)      | 丹波篠山市黒田(別図35のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 下板井 I<br>(122020037)     | 丹波篠山市下板井(別図36のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 宮田 I<br>(122020038)      | 丹波篠山市宮田(別図37のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 西阪本 I<br>(122020039)     | 丹波篠山市西阪本(別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |

|                        |                    |         |          |
|------------------------|--------------------|---------|----------|
| 口阪本Ⅰ<br>(122020040)    | 丹波篠山市口阪本(別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 桑原(1)Ⅱ<br>(122020041)  | 丹波篠山市桑原(別図40のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 桑原(2)Ⅱ<br>(122020042)  | 丹波篠山市桑原(別図41のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 桑原(3)Ⅱ<br>(122020043)  | 丹波篠山市桑原(別図42のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 桑原(4)Ⅱ<br>(122020044)  | 丹波篠山市桑原(別図43のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 桑原(5)Ⅱ<br>(122020045)  | 丹波篠山市桑原(別図44のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 桑原(6)Ⅱ<br>(122020046)  | 丹波篠山市桑原(別図45のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 遠方Ⅱ<br>(122020047)     | 丹波篠山市遠方(別図46のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 本郷(2)Ⅱ<br>(122020049)  | 丹波篠山市本郷(別図47のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 本郷(3)Ⅱ<br>(122020050)  | 丹波篠山市本郷(別図48のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 本郷(4)Ⅱ<br>(122020051)  | 丹波篠山市本郷(別図49のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 本郷(5)Ⅱ<br>(122020052)  | 丹波篠山市本郷(別図50のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 本郷(6)Ⅱ<br>(122020053)  | 丹波篠山市本郷(別図51のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 本郷(7)Ⅱ<br>(122020054)  | 丹波篠山市本郷(別図52のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 本郷(8)Ⅱ<br>(122020055)  | 丹波篠山市本郷(別図53のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 本郷(9)Ⅱ<br>(122020056)  | 丹波篠山市本郷(別図54のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 本郷(10)Ⅱ<br>(122020057) | 丹波篠山市本郷(別図55のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 本郷(11)Ⅱ<br>(122020058) | 丹波篠山市本郷(別図56のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 本郷(12)Ⅱ<br>(122020059) | 丹波篠山市本郷(別図57のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 川阪(1)Ⅱ<br>(122020060)  | 丹波篠山市川阪(別図58のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |

|                        |                   |         |          |
|------------------------|-------------------|---------|----------|
| 川阪(2)Ⅱ<br>(122020061)  | 丹波篠山市川阪(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 川阪(3)Ⅱ<br>(122020062)  | 丹波篠山市川阪(別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 川阪(4)Ⅱ<br>(122020063)  | 丹波篠山市川阪(別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 川阪(5)Ⅱ<br>(122020064)  | 丹波篠山市川阪(別図62のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 川阪(6)Ⅱ<br>(122020065)  | 丹波篠山市川阪(別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 栗柄(1)Ⅱ<br>(122020066)  | 丹波篠山市栗柄(別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 栗柄(2)Ⅱ<br>(122020067)  | 丹波篠山市栗柄(別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 栗柄(3)Ⅱ<br>(122020068)  | 丹波篠山市栗柄(別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 栗柄(4)Ⅱ<br>(122020069)  | 丹波篠山市栗柄(別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 栗柄(5)Ⅱ<br>(122020070)  | 丹波篠山市栗柄(別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 栗柄(6)Ⅱ<br>(122020071)  | 丹波篠山市栗柄(別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 栗柄(7)Ⅱ<br>(122020072)  | 丹波篠山市栗柄(別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 栗柄(8)Ⅱ<br>(122020073)  | 丹波篠山市栗柄(別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 栗柄(9)Ⅱ<br>(122020074)  | 丹波篠山市栗柄(別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 栗柄(10)Ⅱ<br>(122020075) | 丹波篠山市栗柄(別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図73のとおり |
| 栗柄(11)Ⅱ<br>(122020076) | 丹波篠山市栗柄(別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図74のとおり |
| 栗柄(12)Ⅱ<br>(122020077) | 丹波篠山市栗柄(別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図75のとおり |
| 栗柄(14)Ⅱ<br>(122020079) | 丹波篠山市栗柄(別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図76のとおり |
| 栗柄(15)Ⅱ<br>(122020080) | 丹波篠山市栗柄(別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図77のとおり |
| 栗柄(16)Ⅱ<br>(122020081) | 丹波篠山市栗柄(別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図78のとおり |

|                        |                       |         |          |
|------------------------|-----------------------|---------|----------|
| 栗柄(17)Ⅱ<br>(122020082) | 丹波篠山市栗柄(別図79のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図79のとおり |
| 栗柄(18)Ⅱ<br>(122020083) | 丹波篠山市栗柄(別図80のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図80のとおり |
| 坂本Ⅱ<br>(122020084)     | 丹波篠山市坂本(別図81のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図81のとおり |
| 倉本(1)Ⅱ<br>(122020085)  | 丹波篠山市倉本(別図82のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図82のとおり |
| 倉本(2)Ⅱ<br>(122020086)  | 丹波篠山市倉本(別図83のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図83のとおり |
| 倉本(3)Ⅱ<br>(122020087)  | 丹波篠山市倉本(別図84のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図84のとおり |
| 倉本(4)Ⅱ<br>(122020088)  | 丹波篠山市倉本(別図85のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図85のとおり |
| 高坂(1)Ⅱ<br>(122020089)  | 丹波篠山市高坂(別図86のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図86のとおり |
| 高坂(2)Ⅱ<br>(122020090)  | 丹波篠山市高坂(別図87のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図87のとおり |
| 高坂(3)Ⅱ<br>(122020091)  | 丹波篠山市高坂(別図88のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図88のとおり |
| 高坂(4)Ⅱ<br>(122020092)  | 丹波篠山市高坂(別図89のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図89のとおり |
| 乗竹(1)Ⅱ<br>(122020093)  | 丹波篠山市乗竹(別図90のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図90のとおり |
| 乗竹(2)Ⅱ<br>(122020094)  | 丹波篠山市乗竹(別図91のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図91のとおり |
| 乗竹(3)Ⅱ<br>(122020095)  | 丹波篠山市乗竹(別図92のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図92のとおり |
| 乗竹(4)Ⅱ<br>(122020096)  | 丹波篠山市乗竹(別図93のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図93のとおり |
| 打坂(1)Ⅱ<br>(122020097)  | 丹波篠山市打坂(別図94のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図94のとおり |
| 打坂(2)Ⅱ<br>(122020098)  | 丹波篠山市打坂(別図95のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図95のとおり |
| 小坂(1)Ⅱ<br>(122020099)  | 丹波篠山市小坂(別図96のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図96のとおり |
| 小坂(2)Ⅱ<br>(122020100)  | 丹波篠山市小坂(別図97のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図97のとおり |
| 小坂(3)Ⅱ<br>(122020101)  | 丹波篠山市小坂(別図98のと<br>おり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図98のとおり |



|                         |                      |         |           |
|-------------------------|----------------------|---------|-----------|
| 小坂(4)Ⅱ<br>(122020102)   | 丹波篠山市小坂(別図99のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図99のとおり  |
| 西木之部(1)Ⅱ<br>(122020103) | 丹波篠山市西木之部(別図100のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図100のとおり |
| 東木之部(1)Ⅱ<br>(122020104) | 丹波篠山市東木之部(別図101のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図101のとおり |
| 西木之部(2)Ⅱ<br>(122020105) | 丹波篠山市西木之部(別図102のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図102のとおり |
| 西木之部(3)Ⅱ<br>(122020106) | 丹波篠山市西木之部(別図103のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図103のとおり |
| 西木之部(4)Ⅱ<br>(122020107) | 丹波篠山市西木之部(別図104のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図104のとおり |
| 東木之部(2)Ⅱ<br>(122020108) | 丹波篠山市東木之部(別図105のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図105のとおり |
| 東木之部(3)Ⅱ<br>(122020109) | 丹波篠山市東木之部(別図106のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図106のとおり |
| 黒田Ⅱ<br>(122020110)      | 丹波篠山市黒田(別図107のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図107のとおり |
| 高屋Ⅱ<br>(122020111)      | 丹波篠山市高屋(別図108のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図108のとおり |
| 下板井Ⅱ<br>(122020112)     | 丹波篠山市下板井(別図109のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図109のとおり |
| 西谷(1)Ⅱ<br>(122020114)   | 丹波篠山市西谷(別図110のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図110のとおり |
| 西谷(2)Ⅱ<br>(122020115)   | 丹波篠山市西谷(別図111のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図111のとおり |
| 西谷(3)Ⅱ<br>(122020116)   | 丹波篠山市西谷(別図112のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図112のとおり |
| 西谷(4)Ⅱ<br>(122020117)   | 丹波篠山市西谷(別図113のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図113のとおり |
| 桑原(1)Ⅲ<br>(122020118)   | 丹波篠山市桑原(別図114のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図114のとおり |
| 本郷(1)Ⅲ<br>(122020120)   | 丹波篠山市本郷(別図115のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図115のとおり |
| 本郷(3)Ⅲ<br>(122020122)   | 丹波篠山市本郷(別図116のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図116のとおり |
| 川阪Ⅲ<br>(122020123)      | 丹波篠山市川阪(別図117のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図117のとおり |
| 栗柄(2)Ⅲ<br>(122020125)   | 丹波篠山市栗柄(別図118のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図118のとおり |

|                        |                         |         |           |
|------------------------|-------------------------|---------|-----------|
| 栗柄(4)Ⅲ<br>(122020127)  | 丹波篠山市栗柄(別図119の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図119のとおり |
| 栗柄(5)Ⅲ<br>(122020128)  | 丹波篠山市栗柄(別図120の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図120のとおり |
| 栗柄(7)Ⅲ<br>(122020130)  | 丹波篠山市栗柄(別図121の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図121のとおり |
| 倉本Ⅲ<br>(122020133)     | 丹波篠山市倉本(別図122の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図122のとおり |
| 垣屋(1)Ⅲ<br>(122020134)  | 丹波篠山市垣屋(別図123の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図123のとおり |
| 垣屋(2)Ⅲ<br>(122020135)  | 丹波篠山市垣屋(別図124の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図124のとおり |
| 打坂(1)Ⅲ<br>(122020136)  | 丹波篠山市打坂(別図125の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図125のとおり |
| 打坂(2)Ⅲ<br>(122020137)  | 丹波篠山市打坂(別図126の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図126のとおり |
| 小坂(1)Ⅲ<br>(122020138)  | 丹波篠山市小坂(別図127の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図127のとおり |
| 小坂(2)Ⅲ<br>(122020139)  | 丹波篠山市小坂(別図128の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図128のとおり |
| 小坂(3)Ⅲ<br>(122020140)  | 丹波篠山市小坂(別図129の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図129のとおり |
| 小坂(4)Ⅲ<br>(122020141)  | 丹波篠山市小坂(別図130の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図130のとおり |
| 追入Ⅰ<br>(122030123)     | 丹波篠山市追入(別図131の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図131のとおり |
| 追入(2)Ⅰ<br>(122030124)  | 丹波篠山市追入(別図132の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図132のとおり |
| 追入(3)Ⅰ<br>(122030125)  | 丹波篠山市追入(別図133の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図133のとおり |
| 追入(1)Ⅲ<br>(122030126)  | 丹波篠山市追入(別図134の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図134のとおり |
| 追入(2)Ⅲ<br>(122030127)  | 丹波篠山市追入(別図135の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図135のとおり |
| 大山宮Ⅰ<br>(122030128)    | 丹波篠山市大山宮(別図136<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図136のとおり |
| 大山宮(2)Ⅰ<br>(122030129) | 丹波篠山市大山宮(別図137<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図137のとおり |
| 大山宮(1)Ⅱ<br>(122030130) | 丹波篠山市大山宮(別図138<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図138のとおり |

|                        |                         |         |           |
|------------------------|-------------------------|---------|-----------|
| 大山宮(2)Ⅱ<br>(122030131) | 丹波篠山市大山宮(別図139<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図139のとおり |
| 大山宮(3)Ⅱ<br>(122030132) | 丹波篠山市大山宮(別図140<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図140のとおり |
| 大山宮Ⅲ<br>(122030133)    | 丹波篠山市大山宮(別図141<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図141のとおり |
| 大山上Ⅰ<br>(122030134)    | 丹波篠山市大山上(別図142<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図142のとおり |
| 大山上(3)Ⅰ<br>(122030136) | 丹波篠山市大山上(別図143<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図143のとおり |
| 大山上Ⅱ<br>(122030137)    | 丹波篠山市大山上(別図144<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図144のとおり |
| 大山上(1)Ⅲ<br>(122030138) | 丹波篠山市大山上(別図145<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図145のとおり |
| 大山上(2)Ⅲ<br>(122030139) | 丹波篠山市大山上(別図146<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図146のとおり |
| 大山上(3)Ⅲ<br>(122030140) | 丹波篠山市大山上(別図147<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図147のとおり |
| 石住Ⅰ<br>(122030141)     | 丹波篠山市石住(別図148の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図148のとおり |
| 石住Ⅱ<br>(122030142)     | 丹波篠山市石住(別図149の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図149のとおり |
| 高倉Ⅰ<br>(122030143)     | 丹波篠山市高倉(別図150の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図150のとおり |
| 高倉(1)Ⅱ<br>(122030144)  | 丹波篠山市高倉(別図151の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図151のとおり |
| 高倉(2)Ⅱ<br>(122030145)  | 丹波篠山市高倉(別図152の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図152のとおり |
| 高倉(3)Ⅱ<br>(122030146)  | 丹波篠山市高倉(別図153の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図153のとおり |
| 高倉(4)Ⅱ<br>(122030147)  | 丹波篠山市高倉(別図154の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図154のとおり |
| 高倉(5)Ⅱ<br>(122030148)  | 丹波篠山市高倉(別図155の<br>とおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図155のとおり |
| 一印谷Ⅰ<br>(122030149)    | 丹波篠山市一印谷(別図156<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図156のとおり |
| 一印谷(2)Ⅰ<br>(122030150) | 丹波篠山市一印谷(別図157<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図157のとおり |
| 一印谷Ⅱ<br>(122030151)    | 丹波篠山市一印谷(別図158<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図158のとおり |

|                        |                          |         |           |
|------------------------|--------------------------|---------|-----------|
| 一印谷Ⅲ<br>(122030152)    | 丹波篠山市一印谷（別図159<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図159のとおり |
| 大山新Ⅰ<br>(122030153)    | 丹波篠山市大山新（別図160<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図160のとおり |
| 大山新(1)Ⅲ<br>(122030154) | 丹波篠山市大山新（別図161<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図161のとおり |
| 大山新(2)Ⅲ<br>(122030155) | 丹波篠山市大山新（別図162<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図162のとおり |
| 高倉Ⅲ<br>(122030156)     | 丹波篠山市大山新（別図163<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図163のとおり |
| 町ノ田Ⅱ<br>(122030157)    | 丹波篠山市町ノ田（別図164<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図164のとおり |
| 町ノ田Ⅲ<br>(122030158)    | 丹波篠山市町ノ田（別図165<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図165のとおり |
| 長安寺(1)Ⅰ<br>(122030159) | 丹波篠山市長安寺（別図166<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図166のとおり |
| 長安寺(2)Ⅰ<br>(122030160) | 丹波篠山市長安寺（別図167<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図167のとおり |
| 長安寺(1)Ⅲ<br>(122030161) | 丹波篠山市長安寺（別図168<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図168のとおり |
| 長安寺(2)Ⅲ<br>(122030162) | 丹波篠山市長安寺（別図169<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図169のとおり |
| 北野新田Ⅲ<br>(122030163)   | 丹波篠山市北野新田（別図<br>170のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図170のとおり |
| 大山下Ⅰ<br>(122030164)    | 丹波篠山市大山下（別図171<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図171のとおり |
| 大山下Ⅲ<br>(122030165)    | 丹波篠山市大山下（別図172<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図172のとおり |
| 荒子新田Ⅱ<br>(122030166)   | 丹波篠山市荒子新田（別図<br>173のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図173のとおり |
| 栗柄(19)Ⅱ<br>(122020142) | 丹波篠山市栗柄（別図174の<br>とおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図174のとおり |
| 坂本(3)Ⅰ<br>(122020143)  | 丹波篠山市坂本（別図175の<br>とおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図175のとおり |
| 高坂(5)Ⅱ<br>(122020144)  | 丹波篠山市高坂（別図176の<br>とおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図176のとおり |
| 市山(1)Ⅰ<br>(122020145)  | 丹波篠山市市山（別図177の<br>とおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図177のとおり |
| 河内台(1)Ⅰ<br>(122020146) | 丹波篠山市河内台（別図178<br>のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図178のとおり |

|                       |                        |         |           |
|-----------------------|------------------------|---------|-----------|
| 西谷(5)Ⅱ<br>(122020147) | 丹波篠山市西谷(別図179の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図179のとおり |
| 黒田(1)Ⅲ<br>(122020148) | 丹波篠山市黒田(別図180の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図180のとおり |
| 黒田(2)Ⅱ<br>(122020149) | 丹波篠山市黒田(別図181の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図181のとおり |
| 追入(1)Ⅱ<br>(122030203) | 丹波篠山市追入(別図182の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図182のとおり |
| 北野(1)Ⅱ<br>(122030204) | 丹波篠山市北野(別図183の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図183のとおり |
| 北野(2)Ⅱ<br>(122030205) | 丹波篠山市北野(別図184の<br>とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図184のとおり |
| 小坂谷Ⅰ<br>(222020007)   | 丹波篠山市小坂(別図185の<br>とおり) | 土石流     | 別図185のとおり |
| 高坂西谷川Ⅰ<br>(222020012) | 丹波篠山市高坂(別図186の<br>とおり) | 土石流     | 別図186のとおり |
| 倉本川Ⅰ<br>(222020016)   | 丹波篠山市倉本(別図187の<br>とおり) | 土石流     | 別図187のとおり |
| 稲谷川Ⅰ<br>(222020017)   | 丹波篠山市坂本(別図188の<br>とおり) | 土石流     | 別図188のとおり |
| 寺谷川Ⅰ<br>(222020018)   | 丹波篠山市坂本(別図189の<br>とおり) | 土石流     | 別図189のとおり |
| 三獄谷川Ⅰ<br>(222020019)  | 丹波篠山市栗柄(別図190の<br>とおり) | 土石流     | 別図190のとおり |
| 栗柄奥谷川Ⅰ<br>(222020020) | 丹波篠山市栗柄(別図191の<br>とおり) | 土石流     | 別図191のとおり |
| 岩谷川Ⅰ<br>(222020021)   | 丹波篠山市栗柄(別図192の<br>とおり) | 土石流     | 別図192のとおり |
| 西岩谷川Ⅰ<br>(222020022)  | 丹波篠山市栗柄(別図193の<br>とおり) | 土石流     | 別図193のとおり |
| 梶谷川Ⅰ<br>(222020023)   | 丹波篠山市栗柄(別図194の<br>とおり) | 土石流     | 別図194のとおり |
| 下峠谷川Ⅰ<br>(222020025)  | 丹波篠山市坂本(別図195の<br>とおり) | 土石流     | 別図195のとおり |
| 尾花川Ⅰ<br>(222020026)   | 丹波篠山市坂本(別図196の<br>とおり) | 土石流     | 別図196のとおり |
| 一郎谷Ⅱ<br>(222020036)   | 丹波篠山市桑原(別図197の<br>とおり) | 土石流     | 別図197のとおり |
| クズレ石谷Ⅱ<br>(222020037) | 丹波篠山市桑原(別図198の<br>とおり) | 土石流     | 別図198のとおり |

|                        |                          |     |           |
|------------------------|--------------------------|-----|-----------|
| 風呂谷川Ⅱ<br>(222020041)   | 丹波篠山市桑原（別図199の<br>とおり）   | 土石流 | 別図199のとおり |
| 竿谷川Ⅱ<br>(222020042)    | 丹波篠山市桑原（別図200の<br>とおり）   | 土石流 | 別図200のとおり |
| オノ谷川Ⅱ<br>(222020043)   | 丹波篠山市本郷（別図201の<br>とおり）   | 土石流 | 別図201のとおり |
| ハルケ谷川Ⅱ<br>(222020044)  | 丹波篠山市本郷（別図202の<br>とおり）   | 土石流 | 別図202のとおり |
| 堂ヶ谷川Ⅱ<br>(222020045)   | 丹波篠山市川阪（別図203の<br>とおり）   | 土石流 | 別図203のとおり |
| デヤイ下川Ⅱ<br>(222020047)  | 丹波篠山市本郷（別図204の<br>とおり）   | 土石流 | 別図204のとおり |
| 遠方谷川Ⅱ<br>(222020048)   | 丹波篠山市遠方（別図205の<br>とおり）   | 土石流 | 別図205のとおり |
| 奥谷川Ⅱ<br>(222020049)    | 丹波篠山市西木之部（別図<br>206のとおり） | 土石流 | 別図206のとおり |
| 小坂東谷川Ⅱ<br>(222020051)  | 丹波篠山市小坂（別図207の<br>とおり）   | 土石流 | 別図207のとおり |
| 杭谷川Ⅱ<br>(222020055)    | 丹波篠山市乗竹（別図208の<br>とおり）   | 土石流 | 別図208のとおり |
| 西ヶ谷川Ⅱ<br>(222020056)   | 丹波篠山市垣屋（別図209の<br>とおり）   | 土石流 | 別図209のとおり |
| 東谷川Ⅱ<br>(222020057)    | 丹波篠山市高坂（別図210の<br>とおり）   | 土石流 | 別図210のとおり |
| 鳥巢谷川Ⅱ<br>(222020058)   | 丹波篠山市栗柄（別図211の<br>とおり）   | 土石流 | 別図211のとおり |
| 古屋谷南川Ⅱ<br>(222020060)  | 丹波篠山市栗柄（別図212の<br>とおり）   | 土石流 | 別図212のとおり |
| 栗柄川右支流Ⅱ<br>(222020061) | 丹波篠山市栗柄（別図213の<br>とおり）   | 土石流 | 別図213のとおり |
| 国次川Ⅱ<br>(222020062)    | 丹波篠山市栗柄（別図214の<br>とおり）   | 土石流 | 別図214のとおり |
| 勝谷川Ⅱ<br>(222020063)    | 丹波篠山市坂本（別図215の<br>とおり）   | 土石流 | 別図215のとおり |
| 保谷川Ⅱ<br>(222020067)    | 丹波篠山市打坂（別図216の<br>とおり）   | 土石流 | 別図216のとおり |
| 西谷川Ⅱ<br>(222020069)    | 丹波篠山市西谷（別図217の<br>とおり）   | 土石流 | 別図217のとおり |
| 大乘寺川Ⅰ<br>(222030072)   | 丹波篠山市追入（別図218の<br>とおり）   | 土石流 | 別図218のとおり |

|                       |                          |     |           |
|-----------------------|--------------------------|-----|-----------|
| 鐘ヶ坂谷川Ⅱ<br>(222030073) | 丹波篠山市追入（別図219の<br>とおり）   | 土石流 | 別図219のとおり |
| 千柄尾Ⅱ<br>(222030075)   | 丹波篠山市追入（別図220の<br>とおり）   | 土石流 | 別図220のとおり |
| 久保谷川Ⅰ<br>(222030077)  | 丹波篠山市大山宮（別図221<br>のとおり）  | 土石流 | 別図221のとおり |
| 国時Ⅱ<br>(222030078)    | 丹波篠山市大山宮（別図222<br>のとおり）  | 土石流 | 別図222のとおり |
| 清水谷川Ⅰ<br>(222030081)  | 丹波篠山市石住（別図223の<br>とおり）   | 土石流 | 別図223のとおり |
| 西石住谷Ⅰ<br>(222030082)  | 丹波篠山市石住（別図224の<br>とおり）   | 土石流 | 別図224のとおり |
| 北石住谷Ⅰ<br>(222030084)  | 丹波篠山市石住（別図225の<br>とおり）   | 土石流 | 別図225のとおり |
| 才蔵坊Ⅱ<br>(222030085)   | 丹波篠山市石住（別図226の<br>とおり）   | 土石流 | 別図226のとおり |
| 黒頭山谷川Ⅰ<br>(222030086) | 丹波篠山市高倉（別図227の<br>とおり）   | 土石流 | 別図227のとおり |
| 山ノ口谷川Ⅱ<br>(222030088) | 丹波篠山市高倉（別図228の<br>とおり）   | 土石流 | 別図228のとおり |
| 梨ノ木谷Ⅱ<br>(222030092)  | 丹波篠山市荒子新田（別図<br>229のとおり） | 土石流 | 別図229のとおり |

（別図1から別図229までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月23日（水）から同年10月7日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波篠山市役所市民安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和2年10月7日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年12月7日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) スーパーマルハチ新伊丹店  
所在地 伊丹市平松七丁目84ほか
- 2 法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
  - (1) 市民自治部 環境クリーンセンター  
ア 当該建築物から発生する廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により全て適正に自己処理されたい。  
イ 廃棄物の発生抑制、再利用及び再資源化に取り組み、廃棄物の削減に努められたい。  
ウ 当該建築物内又は計画地内に廃棄物保管庫を設置されたい。  
エ 廃棄物保管庫の構造は、以下によること。
    - (イ) 雨水対策や腐食しないよう措置を講じられたい。
    - (ロ) 廃棄物の区分ごとに仕切り等を設置し、適正に保管されたい。
    - (ハ) 廃棄物の排出及び収集が安全かつ容易にできるようされたい。
    - (ニ) 廃棄物の飛散、流出及び地下への浸透を防止されたい。
    - (ホ) 害虫等が発生しないようにされたい。
    - (ヘ) 厨芥類からの悪臭の発散を防ぐために、必要に応じて専用の冷蔵庫を設置されたい。
    - (ヘ) 必要に応じて、給排水設備、換気設備及び照明設備を設置されたい。  
オ 収集時の安全確保や騒音について配慮されたい。  
カ 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第11条及び第12条により、廃棄物の減量及びリサイクルの推進等について、排出予測量を基に、伊丹市廃棄物減量計画書を提出されたい。
  - (2) 市民自治部環境政策室環境保全課  
ア 騒音対策について  
騒音予測報告書によると、環境基準及び規制基準ともに基準を下回る予測となっているが、変動騒音及び衝撃騒音のように瞬間的に発生する騒音については、十分配慮されたい。  
イ 光害対策について  
来退店車両及び搬出入車両のヘッドライトによる周辺住宅への光害が発生しないよう、十分配慮されたい。  
ウ 交通対策について  
来退店車両による交通渋滞の発生によって、環境負荷が増大しないよう、十分配慮されたい。
  - (3) 教育委員会事務局保健体育課  
ア 計画地に面する道路は本校の通学路にはなっていないが、児童の生活圏内である。休日及び放課後の来退店車両等の安全確保に、十分に配慮されたい。(伊丹市立有岡小学校)  
イ 登下校で計画地付近を通る生徒がいるため、生活道路を抜け道に使わないよう、来店客等に呼びかけられたい。※平日の朝夕及び土日祝日の朝、昼、夕の部活動の登下校時(伊丹市立西中学校)  
ウ 計画地の半径1キロメートル以内に伊丹市立北中学校の校区が含まれており、阪急伊丹駅周辺など、通学路も複数あることから、生徒が通る午前7時30分から午前8時30分までの時間帯は、特に工事車両などの通行に気をつけられたい。(伊丹市立北中学校)  
エ 計画地周辺は伊丹市立南小学校及び伊丹市立南中学校の校区となっており、工事車両等が児童生徒の登下校の時間帯(登校時間:午前6時30分から午前8時30分まで、下校時間:午後2時30分から午後7時まで)に、各校の校区内を通行する際は、十分に安全に配慮されたい。(伊丹市教育委員会)
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年9月15日から1月間

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。



令和2年9月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

ロータリ除雪車（新温泉土木事務所）1台

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和3年3月30日（火）

## (4) 納入場所

新温泉土木事務所（美方郡新温泉町芦屋522—4）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年9月15日（火）から同月29日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 入札の日時

令和2年10月26日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

## エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年10月23日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子

入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年9月15日(火)から同月29日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年9月29日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和2年10月16日(金)午後5時から同月26日(月)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年9月16日(水)から同年10月12日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年9月16日(水)から同月29日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年9月29日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年10月16日(金)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月22日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年11月9日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)



## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年9月15日（火）から同月29日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年10月26日（月）午後2時30分 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年10月23日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年9月15日（火）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年9月29日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年10月16日（金）午後5時から同月26日（月）午後2時30分まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年9月16日（水）から同年10月12日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時ま

で（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年9月16日（水）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年9月29日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年10月16日（金）午後5時まで通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月22日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年11月9日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 Snow dozer (vehicle, 13 tons)

(3) Delivery period: March 30, 2021

(4) Delivery place:

Yabu Public Works Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 29, 2020

(6) Deadline for tender:

14:30 October 26, 2020 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 October 23, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市中野町字宮ノ前1番、2番1の一部、2番2、2番5の一部、2番7、2番10、3番1の一部、4番1、2番1地先里道、2番7地先水路

同 市中野町字上山1491番1、1491番2の一部、1494番11の一部、1491番2地先里道

同 市下宮木町字玉ノ坪554番の一部、554番地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区江戸町104番地

ジオプランナーズ株式会社 代表取締役 橋本賢良

3 許可年月日及び許可番号

令和2年2月26日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-20号（1加西）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町東保字神田191番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市町坪25番地の3  
 有限会社エースクリエイト 代表取締役 中島和弘

3 許可年月日及び許可番号

令和2年4月9日  
 兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-1号(2太子)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和2年9月15日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 石堂則本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,938

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 674,612



兵庫県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

令和2年9月15日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 石堂則本

(選挙区名)

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

|        |         |
|--------|---------|
| 神戸市東灘区 | 58,106  |
| 神戸市灘区  | 36,170  |
| 神戸市中央区 | 36,862  |
| 神戸市兵庫区 | 30,229  |
| 神戸市北区  | 60,275  |
| 神戸市長田区 | 26,566  |
| 神戸市須磨区 | 45,025  |
| 神戸市垂水区 | 60,853  |
| 神戸市西区  | 66,837  |
| 姫路市    | 139,863 |
| 尼崎市    | 129,502 |
| 明石市    | 83,804  |
| 西宮市    | 132,649 |
| 洲本市    | 12,342  |
| 芦屋市    | 26,666  |
| 伊丹市    | 55,799  |
| 相生市    | 8,187   |

|              |        |
|--------------|--------|
| 豊岡市          | 22,529 |
| 加古川市         | 73,474 |
| たつの市及び揖保郡    | 30,458 |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 22,377 |
| 西脇市及び多可郡     | 17,022 |
| 宝塚市          | 64,639 |
| 三木市          | 21,575 |
| 高砂市          | 25,052 |
| 川西市及び川辺郡     | 52,611 |
| 小野市          | 13,172 |
| 三田市          | 30,985 |
| 加西市          | 12,240 |
| 丹波篠山市        | 11,506 |
| 養父市及び朝来市     | 15,033 |
| 丹波市          | 17,751 |
| 南あわじ市        | 13,158 |
| 淡路市          | 12,395 |
| 宍粟市          | 10,534 |
| 加東市          | 10,769 |
| 加古郡          | 18,010 |
| 神崎郡          | 11,770 |
| 美方郡          | 8,984  |

## 警察本部公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年9月15日

契約担当者

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

## 1 調達内容

- (1) 件名  
高度画像解析パソコン賃貸借
- (2) 契約期間  
令和3年1月1日（金）から令和7年12月31日（水）まで
- (3) 履行場所及び仕様  
入札説明書による。
- (4) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。



- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 浅見  
電話 (078) 341-7441 内線2273

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和2年9月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和2年10月27日（火）午前10時 兵庫県警察本部11階会議室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年10月26日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月26日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
免除

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和2年9月29日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和2年11月2日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yosioka Kenichiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Advanced Image Analysis Personal Computer (leasing contract)

(3) Lease period:

From January 1, 2021 through December 31, 2025

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 29, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 October 26, 2020 by mail

10:00 October 27, 2020 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Asami Aki, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2273